

会計年度任用職員システムによる源泉徴収票出力について

会計年度任用職員（非常勤講師）およびスクールカウンセラーについては、以下の手順で源泉徴収票を出力してください。

1 帳票の出力方法について

- (1) 会計年度任用職員システムにログインし、「帳票作成」をクリックします。
- (2) 任期終了日により選択する項目が異なりますので、以下のとおり、出力してください。

ア 令和4年12月31日までにすべての発令の任期が満了している職員
「源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】」を選択し、「作成」をクリックします。

The screenshot shows the 'GA-560' document creation interface. It includes a list of document types on the left, a selection area with a year dropdown, a department dropdown, and a search button. At the bottom, there are buttons for '作成' (Create) and '開じる' (Close), along with a 'ドラフト削除' (Delete Draft) checkbox.

Annotations:

- ① 源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】を選択します。 (Select '源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】' from the list.)
- ② 「令和4年」であることを確認します。 (Confirm the year is '令和4年' (Reiwa 4).)
- ③ 「作成」をクリックします。 (Click the '作成' (Create) button.)

イ 令和5年1月1日時点で発令の任期が継続している職員

※ 複数の発令がある職員で、1つでも令和5年1月1日時点で任期が継続している発令を有する職員を含む。

「源泉徴収票（所属所用）・在職者【CH-050】」を選択し、「作成」をクリックします。

2 配信先について

(1) 令和4年12月31日までにすべての発令の任期が満了している職員の
場合、そのうち一番若い所属所コードの学校のみで出力可能です。

《例》

	任期	所属	退職者帳票	在職者帳票
発令 1	R04. 06. 15 ～ R04. 09. 15	40B00	出力可能	出力不可
発令 2	R04. 06. 14 ～ R04. 07. 31	40B01	出力不可	出力不可

(2) 令和5年1月1日時点で発令の任期が継続している職員の場合、継続している発令のうち一番若い所属所コードの学校のみで出力可能です。

《例1》

任期	所属	退職者帳票	在職者帳票
発令1 R04.05.03 ~ R05.01.30	40B00	出力不可	出力可能
発令2 R04.05.10 ~ R05.02.06	40B01	出力不可	出力不可

《例2》

任期	所属	退職者帳票	在職者帳票
発令1 R04.09.15 ~ R04.12.15	40B00	出力不可	出力不可
発令2 R04.05.03 ~ R05.02.06	40B01	出力不可	出力可能
発令3 R04.05.03 ~ R05.02.06	40B02	出力不可	出力不可

※ 《例2》の場合、一番若い所属コードは発令1の学校となりますが、令和4年12月31日までに任期が満了しており、かつ令和5年1月1日時点で任期の継続している別の発令（発令2・3）があるため、発令1での帳票出力はできません。

※ 複数の任用形態（例：会計年度任用学校職員とスクールカウンセラー）がある場合は、同じPDFファイルの前半に会計年度任用学校職員、後半にスクールカウンセラーが表示されますので、PDFファイルの2ページ目以降まで必ず確認して下さい。

3 帳票に表示される職員番号について

令和4年10月より新職員番号の使用が開始されたことに伴う源泉徴収票の表示職番については、令和4年9月28日付け教職第665号「会計年度任用職員システム仕様の一部変更について（通知）」別紙3を御参照ください。